業務再点検の結果について

昨年11月に行われた「農林水産省の業務の総点検の結果」について、農林水産省改革チームから「農林水産省の大部分の部署が、国民視点という観点からは、様々な問題を抱えている」との指摘を受けました。

この指摘を重く受け止め、改めて全職員の参画の下、各々の業務が、「国民視点に立って業務を行っているか」、「国民の健康を守るという視点で業務を行っているか」等の観点から、昨年11月のアンケート表を用いて再点検を実施しましたので、その結果を公表します。

※業務再点検の結果について

本点検結果様式中の「対応」の欄は、設問に対する回答を「はい」は「○」、「いいえ」は「×」で標記したものであり、対応の十分さを示すものではありません。

なお、最後の設問「食の安全に関する業務とされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか」については、可能性のある業務がある場合の回答は「○」、ない場合の回答は「×」となっておりますので、ご注意ください。

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局
部署の業務内容	東北地方（福島を除く5県）の国有林野の管理経営、治山事業の実施、民有林の森林施業に関する指導等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元からの要望（地域の安全・安心の確保、生態系の保全、国有林野の利活用等）様々な要望に対し、局署が連携して、適切な対応を行うとともに、報道機関への事業説明や広報誌、ホームページを通じた情報提供などにより、広く情報提供に努めている。また、森林計画策定の際の国民意見の聴取や管内48名の国有林モニターなどから、意見を聞き、業務に反映させる取組を行っている。 また、今回、業務再点検においても、ほとんどの職員から、挨拶の励行など丁寧・親切な対応が行われていることが確認されている。 取組の結果については、地元から高く評価されていることから、適切に行われているものと考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当局においては、案件が発生したときには、担当から管理者へ情報が上がる仕組みとなっており、今回の業務再点検においても、適切に対応されたケースが多数確認されている。このため、対応に時間がかかったとしても、放置されたり不誠実な対応となることはないと考えている。 こうした情報連絡の仕組みについては、特段改善すべきといった声は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	森林計画策定の際の国民意見の聴取や管内48名の国有林モニター、地元への説明、各種協議会などの機会を通じ、国民意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。例えば、今年度は、岩手・宮城内陸地震の復旧対策において、裏山の崩壊を不安視する住民の声に応えるために、関係機関とも連携して点検を行い、復旧対策に活用した。 復旧対策に限らず、局署の事業は、地元から評価をいただいている。 森林計画の意見聴取や国有林モニターについては、ルール化されており、意見の聴取方法そのものに改善すべきとの声は寄せられていない。 なお、把握した意見については、事業運営に反映できるか検討を行っており、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	木材の販売や森林整備、治山事業の実施において、需要者や一般国民、消費者、地域住民からのニーズに応えて行う側面がある一方で、業の振興となる部分もある。他方、自然保護団体等からは、事業運営に係わる問題点を指摘されるケースがあり、都度、事業の必要性などを説明しながら、可能な限り、関係者の意見を反映した事業運営に努めているところ。 このため、業の振興と消費者（もともと多様な利害関係者が存在）の利益が一致しないことを前提に、業務運営を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局(津軽森林管理署)
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	**ボランティア及び森林教室等への協力、当署のホームページを通じて広く国民の意見を聴くなどの取組を進めている。**
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報は迅速かつ性格に上局へ報告する方法はルール化されている。 当署のホームページを通じて寄せられた質問にたいしては、担当者から速やかに対応(回答)している。 今後とも、意見等があった場合は、適切に対応していくことにしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	―	当署管内の国有林モニター者の皆さんを植樹祭等へ参加していただき、直接現場を視察することや署のホームページを通じて、より多くの意見等をいただくよう取組んでいる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	―	国有林においては、木材のみならず、ササ・つる類等の副産物を持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	―	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	津軽森林管理署金木支署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	インターネットを通じて公売等の情報やサービスの提供を行うとともに、地域管理経営計画の策定の機会を通じて広く国民の意見を聴く等の取組を進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	重要な情報は迅速かつ正確に、支署管理者や局に伝達対応する方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	支署ホームページにおいて支署の業務内容を掲載し、多くの意見をいただくように取り組んでいる。 また、森林ボランティアを広く募集し、各種事業へ参加していただき、会議を通じてさまざまな意見を聴取することにしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	林産物の持続的かつ計画的な供給という意味において地域産業の振興に寄与しながら、消費者の需要にも応える形となっている。　なお、公益的機能重視となったことによる生産量の減により、より業の振興と消費者の利益との乖離が大きくなってきている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	下北森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国有林見学会や、署独自のモニター会議、関係行政機関等との定期的な会合等を開催し、当署の取組内容についてＰＲするとともに、希望等を聞きながら業務に反映している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	国民から寄せられた苦情等については、速やかに対応するとともに、改善すべきは改善している。また、寄せられた情報については、速やかに関係部局へ情報連絡を行うこととしてルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林見学会や、署独自のモニター会議、関係行政機関等との定期的な会合等を開催し、当署の取組内容についてPRするとともに、希望等を聞きながら業務に反映している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	特に木材・伐採関係業者や、製材・加工業者等に深い関係がある木材価格は、住宅等、木材の最終製品価格に不一致がある。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	三八上北森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国有林の管理経営においては、盗伐類の素殖に配慮した伐採の制限を行い、その情報を地元関係者に提供している。また、造林、生産の請負事業、治山、林道の工事などの入札公告の際には、業者に対して入札資料の丁寧な説明に努めている。さらには、森林・林業の役割などを国民に理解してもらうため、公募による参加者を募るなど情報の提供に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	重要な案件などについては、上局と情報の共有を図るべく迅速かつ正確に情報連絡するように取り組んでいる。 また、情報連絡する際の窓口も決められてありルール化されている。このような情報連絡の仕組みについては、特段改善すべきといった声は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理計画の公告縦覧、管内の自治体に(案)を持参し説明するなどにより、多くの意見をいただくように取り組んでいる。なお、地域管理計画などの意見聴取については、ルール化されており、特段改善すべきとの意見は寄せられていない。 また、労働災害の根絶は重要な課題であり、十和田労働基準監督署、三八・上北地域の林業事業体などの参加により林業労働災害防止協議会を開催するなど労働災害の根絶に取り組んでいる。 さらには、間伐の推進、伐採・搬出作業の低コスト化が重要な課題であることから、三八・上北流域林業活性化センターと共催し、現地検討会を開催するなど、低コスト作業路と高性能林業機械による作業仕組みの普及に取り組んでいる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	素材の販売においては、需要者のニーズに合わせた採材を行って販売するなどに努めており、林業・木材産業の振興につながるものである。一方、事業の運営に当たっては、地元の自然保護団体から事業運営に関わる情報提供がされることがあり、その都度調整を図り、意見を反映した事業運営に努めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
署へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	岩手北部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営への指導、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	市内小学校の２校の５年生を対象に各５回の総合的な森林教室を行うなど自然教育活動への協力を行っている。また、「あっぴ高原遊々の森」の森林整備に当たっては、市と共催で各ボランティア団体との意見交換会を開催するなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、署幹部や局に伝達・対応する方法はルール化されている。各種会合等を通じて寄せられる署及び国有林に対する意見等については、適切に回答しており、特段の問題はないと考えられる。なお、更に多くの意見が出されるよう、各種会合において、署の取組状況を紹介した資料を配布するなどの取組みを進めている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	－	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧に当たっては、署独自の概要版を作成し、一般の者に対して、今後の5年間でどのような森林づくりを進めていくのか、できるだけわかるように工夫を行っている。この概要版については、管内の市町の長との意見交換や森林組合の総会をはじめとする各種会合において配布・説明を行っている。管内には、「安比高原ブナ二次林」など森林に親しむ場として提供している森林があるが、案内板等が老朽化していたことから、20年度において、案内板等の整備を行った。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	－	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目的の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっている。今後は、間伐木の有効活用による森林整備を図るため、壊れにくい作業路の普及を進めるとともに、間伐木の有効利用の必要性を分かりやすく説明するなどの取組みを進めていく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	－	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	－	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	－	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	－	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	－	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	－	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	－	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	－	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	－	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	－	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「－」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	暖冬の影響によりニホンジカの生息が確認されるようになった。被害が顕在化するに、国有林としても、対策を検討してほしい。		ニホンジカの被害が顕在化している地域において、国有林として、どのような対策をとっているのか、情報収集を行うこととした。
	緑の回廊など自然環境の保全等に取り組んでいることをもっと積極的にPRしていく必要がある。		緑の回廊におけるモニタリング調査や森林整備についての概要版を作成し、県・市町村との会議において配布・説明を行うこととした。
	年度当初に行っている林業・木材関係者との意見交換の概要を整理し、情報提供を行ってほしい。		意見交換会の概要をとりまとめ、情報提供を行うこととした。

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局　三陸北部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、各種行政サービスの提供、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	流域の関係機関が実施する自然教育活動への協力、情報・サービスの提供を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く、一般から公募する国有林モニターからの意見を聴くなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、管理者や上局幹部に伝達・対応する方法はルール化されている。 電話やホームページを通じて寄せられる国有林に対する意見等は、案件ごとに速やかに回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに多くのご意見が寄せられるよう、各種機会をとらえた情報提供や、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、ホームページに掲載して多くの意見をいただくように取り組んでいるが、その内容が一般にとっつきやすい内容とはなっていない。このため、今後は概要版を作成するなどの工夫を図っていく。 国有林モニターの応募は現状ではまだまだ限れらており、応募者が広がるよう、地元市町村の広報誌へ掲載を依頼するなどの工夫を行っていく。 十二神自然観察教育林は地域の憩いの場として親しまれており、パンフレットの作成、歩道の整備等の充実を図ってきたが、今後も引き続き、宮古市役所等と連携して、園地の整理や各種案内表示の整備等、より利用しやすい環境を整えていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。かつての木材生産と自然保護の利害対立も、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題はなくなっているが、森林施業に対する説明責任を果たしていく観点から、現状分析や将来目標等を現地やデータで具体的に説明する手法の向上に取り組んでいく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局　三陸北部森林管理署久慈支署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	「くし・川の会」（自然保護団体）等が森林・林業への理解をする取組等に対して、講師を派遣するなど活動への協力を行うとともに、署玄関ホールを利用し署が取り組んでいる事例を写真パネル等で紹介している。 また、イベントの際には、アンケート等により意見を聴き業務に反映させる取組を進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報等については、迅速かつ正確に上局に伝達するとともに、それらに対応する方法などはルール化されている。 なお、要請等に対して対応を放置したり不誠実との批判を受けた事例はない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	署ホームページの充実と見やすいよう工夫を図っていく。 地域に国有林の取組がよく分かってもらえるよう、イベント等を利用して署の取組事例の紹介内容の充実に努めた。 保呂似山国有林は、風光明媚なことから森林散策等で親しまれているが、ゴミの不法投棄や看板・標識等の老朽化が見受けられることから、関係者や市民参加のボランティアにより改善を進めていくこととしている。 なお、署への意見・要望等について対応を放置したり不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ安定的な供給を目標の一つとしており、業の振興となる部分もあるが、地域産業の振興に寄与するとともに消費者の需要にも応えることにつながっている。 このため、業の振興と消費者の利益が一致しないことを前提に業務運営を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	三陸中部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、森林及び林業に関する知識の普及、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元からの要望（地域の安全・安心の確保、生態系の保全、国有林野の利活用等）に対し、上局と連携して適切な対応を行うとともに、ホームページ等を通じて広く情報提供に努めている。また、一般市民を対象とした事業現場見学会の開催や地元自治体等主催のイベントに積極的に参加し、一般市民に対して国有林の事業概要を説明するなどの取組を進めている。 取組の結果については、見学会の参加者等から評価の声も聞かれ、適切に行われているものと考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	案件が発生した時には、担当職員から管理者へ情報が上がる連絡体制を整備しており、対応に時間がかかったとしても、放置されたり不誠実な対応となることはないと考えている。また、重要な情報を迅速かつ正確に上局に伝達・対応する方法はルール化されている。 こうした情報連絡の仕組みについては、特段改善すべきといった声は寄せられていない。 また、ホームページやその他の手段を通じて寄せられる国有林に対する意見等には適切に回答することとしており、多くのご意見が寄せられるよう、ホームページの内容の充実等に取り組んでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地元への説明、各種協議会、当署管内から選出されている国有林モニターからの意見聴取などを通じて国民意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。例えば、"現在の子供達は木の香りがあまりわからない、木材の建物・遊具があれば良いと思っている"とのモニターの声も踏まえ、今年度は、新築木造庁舎の見学会及び親子木工教室を開催したところ。 これらの取組に限らず、署の事業は、地元から評価をいただいているものと考えている。 国有林モニター制度についてはルール化されており、また、関係地方自治体への事業概要説明会は平成18年度から毎年実施してきているところ。なお、これらの意見の聴取方法等に改善すべきとの声は寄せられていない。 また、把握した意見については、事業運営に反映できるか検討を行っており、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。 木材生産と自然保護の利害が対立することもあるが、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で両立できるように取り組んでいるところ。具体的には当署管内の国有林でイヌワシ等希少猛禽類の営巣箇所を確認しているが、希少猛禽類の保護と森林施業の両立の観点から、引き続き希少猛禽類の営巣に配慮した施業に取り組んでいくこととしている。 このため、業の振興（木材生産）と消費者（自然保護団体等利害関係者）の利益が一致しないことを前提に、業務運営を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	盛岡森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	子どもが森林体験活動を行うための「遊々の森」を4箇所、企業等による森づくり活動を行う「法人の森林」を2箇所設定し、ボランティア団体と協力して森林・林業の普及啓発に取り組んでいる。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	地元住民から要請を受けた案件が所掌業務以外であったが、複数の関係機関と連絡調整を行い、相手の理解を得られるように取り組んだ。 内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されており、また、苦情等に対する対応方法は、発生の都度、署内関係者により対応策を検討し、上局とも相談して対応しており、放置等はしていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画等の森林計画樹立の際には公告縦覧を行い地域住民の意見を聴取した上で計画を策定している。 また、国有林所在市町村の長と県と局・署幹部による協議会を開催し、国有林の施策等を説明するとともに、意見交換等を行っている。 そのほか、「遊々の森」における森の再生活動の活動報告会を協定相手と連携して開催し、一般市民から提案のあった花木の植栽等の意見を今後の活動に取り入れていく予定。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	森林・林業関係の各種団体とは、連携して地域の林業・木材産業等の振興に努めているが、監督や予算等の権限は有していない。 森林整備等の請負発注や木材の販売は一般競争で実施しており、これらの業務を通じて、地域産業の振興に寄与するとともに、地域住民の安心・安全や消費者の需要に応えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	岩手南部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、森林整備、治山事業の実施

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	昨年の岩手・宮城内陸地震の対応において、地元ボランティアの協力を得ていち早く住民の生活道としての林道の緊急整備を実施した。また、その後は二次災害リスクを回避するための治山ダムや事業の実施に必要な林道の復旧に取り組んでいる。また、大空の滝風景林周辺について花巻市や環境保護団体等との意見の調整を図りつつ適切な利用の推進に取り組んでいる。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	分収育林制度について苦言が皆無ではないが、緑のオーナー友の会において森林浴の集い等を開催し交流に努めている。 その他の事案で対応が不誠実との批判を受けたことは近年においてはない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	―	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	―	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	―	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	―	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	―	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	―	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	須川の自然を守る会から須川自然観察教育林について、森林管理署と疎通を密にし適正な運用に努めたいとの意見を頂いている。		自然を守る会とは、比較的良効な関係が維持されているので今後は更に疎通を深めレク森の運用に当たることとしている。
	地域の林業事業体から、未整備森林整備交付金は余剰金を出してはいけないということになっていて、仕事をすればするほど赤字になる。また、会計検査用の作成書類が膨大であるから止めたいとの意見。		県木連、全木連を通じ林野庁に意見を言って改善を促し止めないで欲しいと応じた。 直接の業務範疇にないため先般の農水省改革アンケートに記載し送信した。

別紙1 公表様式

業務再点検結果報告

部署名	遠野支署
部署の業務内容	管轄内の国有林野の管理経営等に関する具体的施策の実行等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元からの要望（分収造林、林道の使用、貸付、活用等）に対し、丁寧、親切に対応するように心掛けている。その結果一部の者を除いて仕事に活気が出てきており職場も明るくなった。 地元からの評価は把握していない状況である。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	支署においては、外部からの情報や懸案事項等については、管理者及び担当係が時間を置かず対応しており、不誠実な対応は無いと考えている。 今後も風通しの良い職場を目指し、問題点等は支署全体で対応する取組を構築して参りたい。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	支署長等が出席する協議会などにおいて、関係機関や地元からの要望や意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。例えば、システム販売に向けた取り組みで地元の産業にも寄与している実態にある。なお、把握した意見要望については、上局の指導を含め検討を行っており、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	―	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	―	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	―	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	―	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	木材の販売や森林整備の実施において、地域の治山治水及び環境整備に貢献するとともに、業の振興に寄与しており、消費者と業界の利害が一致しないということは無いと考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	―	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	―	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1 公表様式

業務再点検結果報告

部署名	宮城北部森林管理署
部署の業務内容	宮城北部森林計画区の国有林野の管理経営、治山事業の実施 等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元からの様々な要望（地域の安全・安心の確保、植樹などのボランティア活動、国有林野の利活用等）に対し、局署が連携して、適切な対応を行うとともに、局広報やホームページを通じた情報提供などにより、広く情報提供に努めている。特に、岩手・宮城内陸地震では、被災地の地元住民からの要望に対し、迅速な対応を行っているほか、対策概況をホームページで公開している。 また、森林計画策定の際の公告縦覧などにより国民意見の聴取や局が中心となって実施している管内48名の国有林モニターなどから、意見を聞き、業務に反映させる取組を行っている。 また、職員は日頃から、挨拶の励行など丁寧・親切な対応をおこなっており、今後とも来署者に対し、適切に行われれるものと考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当局においては、案件が発生したときには、担当から管理者へまた、案件によっては、局担当課へ情報が上がる仕組みとなっており、このため、対応に時間がかかったとしても、放置されたり不誠実な対応となることはないと考えている。 こうした情報連絡の仕組みについては、特段改善すべきといった声は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	森林計画策定の際の縦覧による国民の意見の聴取や各種協議会などの機会を通じ、国民意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。例えば、今年度は、岩手・宮城内陸地震では、被災地住民に対し、被災地の状況や復旧対策を説明し、地元から評価を頂いている。 森林計画の意見聴取や国有林モニターについては、ルール化されており、意見の聴取方法そのものに改善すべきとの声は寄せられていない。 なお、把握した意見については、事業運営に反映できるか検討を行っており、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	―	木材の販売や森林整備、治山事業の実施において、需要者や一般国民、消費者、地域住民からのニーズに応えて行う側面がある一方で、業の振興となる部分もある。他方、木材の販売や森林整備など森林の伐採等については、自然保護団体等との利害が一致しない部分があるが、可能な限り、関係者の意見を踏まえた業務運営に努めるとともに、自然環境に配慮した業務運営をおこなっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	仙台森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	ホームページ上で国有林の情報提供に努めるとともに、森林ボランティア等との意見交換を行うなど、地域との共生に努めている。また、署の取り組み事業に関する取材対応、その取材情報の局への伝達など上局との連携に努めている。さらに、地域管理経営計画等の公告縦覧、市町村への意見の聴取、各種資料の送付など、国有林の計画に関する情報提供、意見聴取にも努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当局管内においては、事業内容に関する特段の苦情、批判などは見られない。なお、国有林と隣接する地元自治体や民地などから、農地の被陰木や支障木の除去要請が合った際は、管轄森林官事務所において署との連携の元に速やかな現地確認と連絡調整及び事業実施などに当たっている。 このような迅速な対応については、地元から好意的に受け止められている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	各種会議の場等を通じ、地元関係者、森林・林業関係者などに対し、林業施策に関する情報提供を適宜行うとともに、要望の把握などを行っている。 また、仙台森林管理署は、岩手・宮城内陸地震の復旧対策として、署内の経常業務より被災署の復旧を優先する観点から、災害後に治山担当者を応援部隊として派遣したほか、林道係長を長期にわたって被災署へ駐在として派遣中である。 国有林モニターや一般からの意見に対しては、遅滞なく検討して、改善が必要な点などは速やかに業務に反映させる方針で業務に取り組んでいるところである。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	仙台森林管理署管内の国有林からの木材供給を通じて、地域の林業振興に寄与するとともに、地球温暖化対策緊急森林整備事業等を積極的に推進しながら公益的機能の高度発揮に努めている。 現時点で業の振興と消費者の利益が相反するような具体的な状況はないが、常に利害が一致しないことがあり得ることを念頭に置きつつ業務を進めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	―	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「－」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	海岸の国有保安林内へ不法投棄されたゴミの処理		不法投棄防止のPRや巡視のほか、仙台市及び地域住民と協力した回収キャンペーン等に努めている。
	松食い虫被害の拡散防止		国有林内被害木の早期処理に積極的に取り組んでいる。

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局　米代東部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元小学校や各種団体等の自然教育活動への協力、森林ふれあい推進事業への一般公募、各種総会・協議会等への出席、入札結果の公表等による情報の提供等を行うとともに、県及び市町との調整など地元意見を聴取するなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要な緊急情報を迅速かつ正確に、局へ伝達・対応する方法はルール化されている。 また、ホームページの内容の充実等に取り組み、広く国民に対して理解を得られる取り組みを進めている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	毎年度、署管内概要を作成し、イベント時や各種会議の際に活用するなどPR等に努めている。 また、機会ある度に説明・意見交換等を各種団体と実施しており、一定の評価を受けているものと考えている。 なお、「森林ふれあい推進事業」への応募は、署周辺の住民などに偏っていることから、応募者が広がるようHPへの掲載のほか、新聞・市町広報誌などの活用等について引き続き検討する。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっていると考えられる。 また、地球温暖化対策の一環として、間伐の推進などにも積極的に取り組んでおり、温暖化吸収源対策の一助として推進しなければならないが、間伐材が多いことから、業者との利害が一致しない点は増加傾向。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「－」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	米代東部森林管理署上小阿仁支署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元市・村との連携による植樹祭、育樹祭等の開催、一般の国民を対象とした森林とのふれあいの機会の提供等を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	国民からの情報提供については、事案の内容等により結果的に処理に時間を要することもある。 平成20年度に発生した事案に関して、重要な緊急情報を迅速かつ正確に、署管理者や局に伝達・対応する仕組みが機能している。 国民からの苦情・要請等は、案件ごとに担当課から回答することとしており、特段の問題はないと考えられる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	管内概要をホームページに掲載するなどにより、支署の取組みについて普及を図っているが、その内容の一部は一般にとっつきやすいものとはなっていないため、今後は内容の充実、表現の平易化などの工夫を行っていく。 また、関係する協議会等への参加を通じて、国有林野事業に対する地域の理解の醸成と要望等の把握に努めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。 木材生産と自然保護との間の主張のくい違いも、公益的機能を重視して機能類型に応じた管理経営を進める中で大きな問題ではなくなっているが、現状や将来目標等を踏まえ、計画的に適切な管理経営に取り組む組んでいくこととしている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	米代西部森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	風の松原を守るための市民ボランティア大会への協力及び松くい虫被害への取組み、白神山地における森林保全活動、自然保護団体等への対応を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くなどの取組みを進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	－	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	重要と思われる情報については、局窓口担当課や局幹部に伝達する対応がルール化されている。また、国有林に対する意見等については、案件ごとに局担当課に情報をいれ、回答について依頼して回答しており、特段の問題はないと考えられる。さらに、ホームページに国有林に対する意見・要望を寄せられるよう取組を行っている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域管理経営計画の公告縦覧では、関係する市町村等に対して、直接出向いて説明し、多くの意見をいただくよう取り組んでいるが、内容が理解しにくいのかあまり意見が寄せられていないことから、用語解説をつけるなどの工夫を図っていく必要がある。風の松原は能代市民の憩いの場として親しまれているが、散策歩道や東屋、案内表示等の整備を行っており、今後も地域の方々の意見を踏まえて更に親しまれる森林となるよう取り組んでいく。また、松くい虫の被害が発生しているため、薬剤散布や伐倒駆除の対応を行っており、実施する際は、近隣住民によく説明し、保護に努めていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	―	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	林産物の持続的かつ計画的な供給は、地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。また、地球温暖化対策として森林の適切な整備や保全を求められていることなどから、実施に係る請負事業発注の公正化を図り、説明責任を果たすとともに、効率的・効果的な実行となるように、造林・生産技術等の向上に取り組んでいく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	―	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	秋田森林管理署
部署の業務内容	秋田県秋田市、仙北市、大仙市、美郷町の国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地域からの様々な要望に対し、局と連携して適切な対応を行うとともに、ホームページ、地域への説明、各種協議会及びガイド事業等を通じ情報提供に努めている。また、森林計画の策定や変更時には、国民意見の聴取を行い、業務に反映させる取組を行っている。 取組の結果については、今回の業務再点検においても、概ね適切な対応が行われていることが確認されており、来署者や地域からも親切で丁寧な対応に対する好評価もいただいていることから、適切に行われていると考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署においては、案件が発生した時には、管理者へ情報が上がる仕組となっており、今回の業務再点検においても、適切に対応されたケースが確認されている。このため、対応が放置されたり、不誠実な対応となることはないと考えている。 また、このようなルールについて、改善すべきとの声も寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	森林計画の策定・変更時の縦覧時や地域への説明、各種協議会及びホームページなどを通じ、政策目的等を説明するとともに、国民意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。今年度は、経常業務に加え、山火事発生時や危険木処理の対応等を含め、地域から対応に対する高い評価をいただいたところである。 森林計画の策定・変更時の意見聴取については、ルール化されており、意見の聴取方法そのものに改善すべきとの声は寄せられていない。 また、把握した意見については、反映できるか検討を行っており、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、木材業界と深く関係する側面がありつつも、マクロ的には地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっているとの認識に立ち業務に取り組んでいる。 なお、木材の需給バランスが不安定な状況下にあっては、関係業界の経営と消費者の利害は必ずしも一致しないと考える。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「－」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	秋田森林管理署　湯沢支署
部署の業務内容	

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	森林整備事業の増大に伴って、新たな参入に向けての相談者の来署が多くなっているが、業務課長等を中心として適切なアドバイスを行い評価を得ている。また、森林施業の相談等についても、ていねいな説明を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情・要請等があった場合には、上局に対して速やかに「情報連絡」するとともに、関係課の指導を仰ぎつつ、迅速に対処している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林をフィールドとした森林教室・森林ガイド事業等に協力を頂いている森林ボランティアを対象とした会議を定期的に開催し、取組の充実に努めている。また、管内の国有林野所在市町村長有志協議会メンバーに対して、事業計画、結果等を説明する中で地元市町村との連携の強化を図り、「国民の森林」アピールするとともに、出された意見については、関係機関と連携しその実現に務めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・合板工場の国有材へのシフトに伴って、システム販売としてスギ低質材の安定的・計画的な供給に務めている。 ・林業事業体の労働災害の未然防止と健全育成に向けて、横手労　働基準協会の林業部会長として、安全大会の開催や災害防止協議会を開催し、地域林業の振興の一翼を担っている。 ・ナメコ生産資材の供給に向けて、自然保護団体からの天然林の伐採撤回要請に対して適切な調査とともに施業方針、地元農山村の振興等を説諭し、理解を求めた。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局　由利森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当署の業務目標に、国民全体の奉仕者として「親切、丁寧、正直」をモットーに業務に取り組むとしており、職場内に浸透しつつある。 この結果として、先だって共用林野総会の中で、組合長（市議会議員）から、「署長さん、最近の管理署は変わった。先だって署へ伺ったとき親切丁寧な対応をしていただき大変感激した。」旨のコメントがあった。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署の業務目標に、「報告、連絡、相談」(ホウレンソウ)により情報の共有化を図る取組をしており、対外部より様々な情報があった場合、組織として速やかに対応することとしている。なお、今年度においては、国有林内の「桑ノ木台湿原」がマスコミ、自然保護団体で大変話題になったが、問題意識をもって間髪を入れず対応し、現在署長諮問機関の検討委員会を立ち上げ検討。地域住民のコンセンサスを得るとともに、マスコミも良い意味でフォローしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	政策目的の一つに「低コスト木材生産技術の定着」により早急な森林整備が喫緊の課題となっている。今年度において、民国一体となった取組が必要と思量し、「低コスト木材生産技術現地検討会」を開催。このことは秋田さきがけ新聞で大きく報道されるとともに、子吉川流域管理内において国有林がイニシアチブをとっていることをアピールすることができた。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	森林整備事業や治山・林道に係る一般競争入札で、落札した受注者に対し、決められたルールに則り監督業務を実施。これ以外の関わりは一切ない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「—」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	庄内森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元からの要望（海岸林の保全、治山事業の実行、国有林野の利活用等）に対し、適切な対応を行うとともに、山形県地元市・町の広報紙等を活用して事業説明や情報提供を行っている。 また、今回の業務再点検を機会に、職員が挨拶の励行など丁寧・親切な対応を行っている。 この結果については、地元から評価されているものと考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当署においては、案件が発生したときには、担当課長へ情報が上がるようにしており、今回の業務再点検においても、適切に対応されていることを確認している。このため、対応に時間がかかったとしても、放置されたり不誠実な対応となることはないと考えている。 こうした情報連絡の仕組みについては、特段改善すべきといった声は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林野施業実施計画策定の際は、地元への説明、各種協議会などの機会を通じ、地域の意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。例えば、松クイ虫・ナラ枯れ被害の防除対策や地域住民の生活道路や下流集落の生命財産を守るために治山事業及び林道工事等を実施するなど、住民の声に応えるために、関係機関とも連携して実態把握を行い、復旧対策を講じている。 復旧対策に限らず、署が実施している事業は、地元から評価を得ている。 意見の聴取方法そのものに改善すべきとの声は寄せられていない。 また、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	木材の販売や森林整備、治山事業及び林道工事等の実施において、地域住民からのニーズに応えて行う側面がある一方で、業の振興となる部分もある。他方、地元漁業組合、自然保護団体等からは、事業運営に係わる問題点を指摘されるケースがあるが、その都度、事業の必要性などを説明しながら、可能な限り、 関係者の意見を反映した事業運営に努めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局　山形森林管理署
部署の業務内容	山形県村山地方の国有林における森林の保全管理、貸付、治山等の業務を実施

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元小学校の森林教室やボランティア団体等からの講師派遣要請等に対する全面的な協力、地元住民や国有林利用者等からの問い合わせに対する迅速な説明等に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	重要な緊急情報を迅速に局に伝達・対応する方法はルール化されている。 メールや書簡等によって寄せられる国民からの意見等に対しても担当課と検討の上回答しており、特段の問題はないと考えられるが、治山事業の地域への事前説明や歩道修繕に関する要望への対応については、より良いルール作りを含め、対応の向上を検討していく。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	ナラ枯れ被害情報のホームページ掲載や地元自治体への説明会の開催、手入れが必要な自然休養林整備についての地元協議会との意見調整等を実施するなど、政策の説明や意見交換に取り組んでいる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	山形県とも連携して、木材産業等の振興にも寄与するよう取り組むとともに、朝日連峰や月山、奥羽山系等、豊かな管内の自然環境に関心の高い市民意識を踏まえて事業を行う必要性を念頭に、市民参加も推進しながら業務を遂行するよう努めており、森林整備等を巡る対立は生じていないと考えるが、今後とも一層の国民の理解増進に努めていく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	千歳山自然休養林の整備について長年にわたって地域から要望が出されていた。		20年度から生活環境保全林整備事業に着手し、今後5ヵ年にわたって整備する予定（事業に期待する声が地元紙に2件掲載された）
	苗畑跡地の売り払いに際し、敷地内の桜の木を残して欲しい		要望を踏まえ桜を残したまま売り払いを行った（後日、感謝の投稿記事が地元紙に掲載された）
	蔵王の林道から転落して数十年経つ車を撤去して欲しい		要望を踏まえ地元観光関係会社と協力して撤去を行った（その模様はテレビ等で報道された）

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	山形森林管理署最上支署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、治山事業の実施等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	外部の方に対し要請等も含めて丁寧に対応している。 地域発案システムの中で、地域における課題について施策の説明、意見交換を行っており、参加者からは施策の内容等が理解できたと一定の評価を得ている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	各種の要請に対しては、国有林野事業として実施できるものは実施するとの基本姿勢にたち、法令等を踏まえて最大限期待に応えるための方策を検討している。要請に応えられない場合には、その理由・背景を丁寧に説明し理解を得ている。 重要な緊急情報を迅速かつ正確に、上局へ伝達・対応する方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	地域発案システムの中で、地域における課題について施策の説明、意見交換を行っており、参加者からは施策の内容等が理解できたと一定の評価を得ている。 今年度は県内で被害が拡大している「ナラ枯れ」を取り上げ、被害木の有効利用について提起したところ、参加者からも大いに賛同を得られたことから、被害木を伐採し利活用するための仕組みについて検討を進めている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林の管理経営を進めていく中で、資源の利用と自然の保護は相反する関係にあるが、方針として公益的機能を重視し機能類型に応じた管理経営を進める中で、双方の利害の対立を避け、健全な山づくりを着実に進めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	置賜森林管理署
部署の業務内容	国有林野の管理経営、民有林の造林や森林経営の指導、治山事業の実施　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地域の安全・安心の確保、森林生態系の保全、国有林野の利活用など地元からの様々な要望に対し、適切に対応するとともに、報道機関へのプレスリリースやホームページ、各種会議等を通じ、広く情報提供に努めている。 また、来庁者、イベント参加者などには、丁寧・親切な対応となるよう努めている。 森林ふれあい事業や保全管理事業などの取組については、地元から高く評価されていることから、適切に行われているものと考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	事案が発生した時には、担当から管理者に情報が上がる仕組みが構築されており、特に重要な緊急情報は、迅速かつ正確に、局に伝達・対応する方法がルール化されている。 このため、放置されたり不誠実な対応はないものと考えている。 こうした情報連絡の仕組みについて、改善すべきという意見は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	各種のイベント・会議などの機会を通じ、広く意見を把握し、業務に反映させる取組を行っている。具体的には、生態系保護地域の保全管理に当たっては、学識経験者、行政機関、自然保護団体、山岳団体等で構成する連絡調整会議において、検討した上で取り組むこととしている。 また、会議や取組の状況については、署ホームページに掲載することとしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	森林の整備や木材の販売、治山事業の実施において、需要者や地域住民などのニーズに応えて行う側面があるが、事業実施に当たっては、競争入札等により公平性を確保するようにしている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「－」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	小国地域のナラ枯れ被害対策について、被害が拡大しないよう春期の駆除事業において、十分な事業期間を確保し確実に実行してほしい。		前年度に調査を行い、早期に契約することにより、事業期間を確保した。

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	東北森林管理局青森事務所
部署の業務内容	国有林野の管理経営

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	国民からの様々な要望に対し、局署と連携して適切な対応を行うとともに、報道機関への事業説明や広報誌、ホームページを通じ広く情報提供に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当所においては、案件が発生した際担当から管理者へ情報が上がる仕組みとなっているため、対応に時間がかかったとしても、放置されたり不誠実な対応となることはないと考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	森林計画策定の際の意見の聴取や、各種協議会などの機会を通じ、国民意見を把握し業務に反映させる取組を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	国有林においては、林産物の持続的かつ計画的な供給を目標の一つとしており、これは地域産業の振興に寄与するとともに、消費者の需要にも応えることにつながっている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	森林技術センター
部署の業務内容	森林林業に係る技術研究・開発並びに普及

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	地元からの要望等に対し、局と連携し適切な対応を行うとともに、広報紙、ホームページを通じた情報提供などにより、広く情報提供に努めている。 また、日頃から挨拶など丁寧・親切な対応がとられている。 センターの取組結果については、地元から高く評価されている事から、適切に行われているものと考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当センターにおいて案件が発生した場合の対応方法はルール化されており、適切に対応されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	当センターの取組に対しては、地元から評価を頂いている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	業の振興と消費者の利益が一致しないことを前提に業務運営を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「―」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

別紙1　公表様式

業務再点検結果報告

部署名	藤里森林センター
部署の業務内容	白神山地森林生態系保護地域に関する業務、森林レクリエーション、指導・普及業務、国民参加の森林づくり等の推進　等

項目			対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	自然観察教育林等の整備等については、地域の関係団体等及び関係行政機関の協力を得ながら進めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの要望等については、「森林管理署等からの情報連絡の処理について」等に基づき対応している。 また、ホームページを通じて寄せられた意見等については、誤解を招くことのないよう丁寧に回答するよう心がけており、特段の問題はないと考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	―	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	白神山地世界遺産地域及びその周辺地域の自然観察教育林は、地域の小中学生の森林教室の場になっているとともに、森林レクリエーションの場として親しまれていることから、地域の関係団体等及び関係行政機関とともに、歩道や施設の整備等について検討を行っている。 また、整備等については、白神山地世界遺産地域の保全・管理に関わっている関係行政機関の承認を得た上で行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	―	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	―	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	―	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	―	

項目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	―	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	―	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	―	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	―	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	―	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	―	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	―	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	―	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	―	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

「はい」の場合は「○」、「いいえ」の場合は「×」、「該当がない」の場合は「ー」と表示

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	―		
	―		
	―		